

医保第1432号
令和5年9月14日

公益社団法人神奈川県病院協会会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部健康医療データ活用担当課長

「神奈川県医療費適正化計画改定骨子（案）」に対する意見について（照会）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日ごろより格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、医療制度改革を踏まえ、県民の健康の保持・増進と生活の質の維持・向上に取り組むことにより、医療費の伸びの適正化を目指す「神奈川県医療費適正化計画」を推進しております。現在、令和6年4月から予定している第四期計画の策定に向けた準備を進めておりますが、策定に当たりましては、関係団体の皆様の御意見をお伺いしたいと考えております。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、別添の「神奈川県医療費適正化計画改定骨子（案）」に対する御意見を、別紙様式にて10月13日（金）までに電子メール又はFAXで御提出くださいますようお願いいたします。

また、お手数ですが、御意見がない場合についても御連絡いただきますようお願いいたします。

添付資料

- 1 神奈川県医療費適正化計画改定基本方針（案）
- 2 神奈川県医療費適正化計画骨子（案）
- 3 国の医療費適正化基本方針の概要
- 4 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針

※ 神奈川県医療保険課のホームページで現行の医療費適正化計画を御覧いただけます。

- ・ 神奈川県医療費適正化計画

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5p/iryouthekiseika/dai3ki.html>

問合せ先

医療費適正化グループ 渡邊、副島

電 話 (045) 210-4885

F A X (045) 210-8860

電子メール iryouthekiseika.n66@pref.kanagawa.lg.jp

神奈川県医療費適正化計画改定に向けた基本的な考え方（案）

1 基本的な考え方

(1) 都道府県医療費適正化計画の位置づけ

ア 根拠

高齢者の医療の確保に関する法律第9条

イ 計画期間

6年間（令和6年度～令和11年度）

ウ 計画において定めることとされている事項

- (ア) 住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項
- (イ) 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項
- (ウ) 目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- (エ) 都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- (オ) 都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項
- (カ) 計画期間における医療費の見込みに関する事項
- (キ) 計画の達成状況の評価に関する事項

エ 他の計画との関係

次の計画と目標及び取組の調和を図るものとされている。

- (ア) 都道府県医療計画
- (イ) 都道府県介護保険事業支援計画
- (ウ) 都道府県健康増進計画
- (エ) 都道府県国民健康保険運営方針

(2) 神奈川県医療費適正化計画改定の基本的な考え方

ア 計画の基本理念（骨子 第1章 2（1））

75歳以上人口の急速な増加による医療費の増大、またそれを支える生産年齢人口の減少に対応し、県民の医療費の負担が将来的に過大とならず、誰もが安心して医療・介護サービスを受けられるよう医療費の伸びの適正化を目指す。

そのため、保険者等と連携して県民の健康の保持の推進・生活の質の維持・向上に取り組むとともに、限りある社会資源を効果的・効率的に活用し、取組が常に効果的なものとするよう努める。

また、全ての世代が健康を自分のこととして考え、「かながわ未病改善宣言」に基づき、「食・運動・社会参加」の3つを柱とする未病改善に取り組めるよう、市町村や企業等と連携しながら、様々な未病対策を推進する。

イ 計画改定の考え方

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（令和5年7月20日厚生労働省告示第234号）（以下、「医療費適正化基本方針」という。）に基づき、必要な事項を定める。

2 改定のポイント（第三期医療費適正化計画からの変更点）

(1) 国の医療費適正化基本方針に準じた改定

ア 他計画との調和等（骨子 第1章 2（4））

(7) 県計画

次に示す計画及び方針との目標及び取組の調和を図ることとする。

- ① 神奈川県保健医療計画
- ② 神奈川県国民健康保険運営方針
- ③ 神奈川県感染症予防計画
- ④ かながわ健康プラン21
- ⑤ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画
- ⑥ 神奈川県がん対策推進計画
- ⑦ かながわ自殺対策計画
- ⑧ 神奈川県地域福祉支援計画
- ⑨ かながわ高齢者保健福祉計画
- ⑩ 神奈川県障がい福祉計画

(イ) 保険者が策定する計画

保険者が策定する次に示す計画へ県計画の目標及び取組の調和等を図ることとする。なお、第四期医療費適正化計画は国からの基本方針の通知、保険者の計画策定のタイミングの関係で、全ての反映は困難である。そのため、関係者と協力の上、周知を図り、第四期医療費適正化計画の中間見直し等の早い段階での反映を目指す。

- ① データヘルス計画
- ② 特定健康診査等実施計画

イ 医療費の見込みの試算（骨子 第3章 1（4））

制度区分別に医療費の6年後の推計値を示すとともに、目標を達成した場合に予想される6年後の医療費の見込みの推計、計画最終年度の市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の1人当たり保険料の試算について、医療費適正化基本方針で示される標準的な都道府県医療費の推計方法を参考に、医療費適正化計画に記載する。

ウ 目標項目（骨子 第3章 2）

次について国の基本方針や他計画との調和により県としての目標等を設定する。

(7) 県民の健康の保持の推進に関する目標

- ① 特定健康診査の実施率（数値目標）
- ② 特定保健指導の実施率（数値目標）
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（数値目標）
- ④ 生活習慣病等の重症化予防の推進（数値目標）
- ⑤ たばこ対策の推進（数値目標）
- ⑥ がん検診の推進（数値目標）
- ⑦ 予防接種の推進
- ⑧ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

(イ) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進（数値目標）
- ② 医薬品の適正使用の推進（数値目標）
- ③ 適正な受診の促進等の取組
- ④ 医療資源の効果的・効率的な活用
- ⑤ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進

エ 関係機関及び団体の役割分担の追記（骨子 第4章 1(2)）

(7) 保険者協議会

保険者協議会の必置化により、県計画への関わりが強化されることから、計画の作成及び実績評価への関与、協議及び意見の提出、医療関係者の参画、医療費適正化の目標達成に向けた取組への協力を記載する。これにより、医療費適正化に係る取組のPDCAサイクルの強化を目指す。

(イ) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会

医療費適正化に資するため、両機関に診療報酬請求情報等の分析の協力を求めることを記載する。

オ ロジックモデルの活用（骨子 第5章）

ロジックモデルの考え方を活用し、取組・目標のつながりを図式化する。

(2) 県独自の改定(内容の具現化)

ア 全体構成の変更

(7) 計画の推進体制（骨子 第4章 1）

各関係機関がどのような役割で取組を行っていくか分かりやすくするため、施策の展開の章の前に記載箇所を変更する。

(イ) 施策の展開（骨子 第5章）

目標項目毎の現状・課題・取組の流れを分かりやすくするため、施策の展開の章に一元的に記載する。

イ データ分析等による評価・改善

(7) 県と保険者が共通に評価できる統計（骨子 第2章 1(1)）

国から毎年度配布されるNDBデータ（2年前のデータが課題）を主に活用し、

医療費の動向及び生活習慣病の状況を分析する。全国・都道府県との比較を軸に、見せ方の切り口として、保険者別、地域別、性別、年齢階級別、疾病別を組み合わせる。

(イ) 統計の更新・公表及び活用（骨子 第2章 1(4)）

毎年度データを更新し、HP等で公表していく。また、保険者が県の分析したデータを、取組のPDCAサイクルを回すための評価やデータヘルス計画等の中間評価等に活用していくことができるよう、働きかける。

(ウ) 目標達成に向けた取組（骨子 第5章）

県の取組については、効果的な評価改善につなげるため、取組の工夫も含めた具体的な内容を記載する。

保険者の取組については、目標達成に寄与すると考えうる保険者努力支援制度等の評価指標を参考に、標準的な取組を示す。

(エ) 評価方法（骨子 第6章 1(1) エ）

目標値の進捗状況を適切に評価するため、県及び保険者の取組の評価と、保険者別・地域別等の直近年度の医療費並びに生活習慣病患者数等により、要因分析を行っていく。県・保険者の取組状況については、負担の少ない形で毎年度調査を行っていく。

(オ) 改善（骨子 第6章 1(1) オ）

(エ)の要因分析の結果、第四期計画期間中の医療費検討委員会における委員の意見については、進捗状況の評価において適宜反映を行っていく。

ウ 県の役割の追記（骨子 第4章 1(2) ウ）

計画の目標達成に向けて、保険者、医療関係者等の協力を得つつ、医療費適正化を図るための取組において、中心的な役割を果たしていく。

そのため、医療費の要因分析も含めたデータ分析によるPDCAサイクルを効果的に回すことや、保険者の取組の方向性を示すことなど、保険者支援を明記する。

また、保険者協議会を通じて、目標達成に向けた協力を必要に応じて求めていくことについて明記する。

3 改定体制

(1) 神奈川県医療費検討委員会（骨子 第4章 1(2) ク）

医療費適正化計画の改定に向け、神奈川県の医療費の動向やその見通し等について、外部の専門家や関係者の意見を反映する場として、神奈川県医療費検討委員会を活用する。

(2) 医療費適正化計画の策定に係る市町村との協議（骨子 第4章 1(2) ケ）

市町村は特定健康診査等の実施者でもあり、また、介護サービスの基盤整備を担う立場にあることから、医療費適正化計画の改定に関して、市町村の意見を反映するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく協議を行う。

(3) 神奈川県保険者協議会（骨子 第4章 1(2)ケ）

医療費適正化計画の改定に関して、医療の担い手や保険者等との連携を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく協議を行う。

第四期神奈川県医療費適正化計画（令和6年度～令和11年度）骨子（案）

目次

第1章 神奈川県医療費適正化計画策定の趣旨

- 1 神奈川県医療費適正化計画の策定の背景
 - (1) 国における医療制度改革の動向
 - (2) 神奈川県医療費適正化計画の策定の背景
- 2 計画の基本的な考え方
 - (1) 基本理念
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) データ分析による評価・改善
 - (4) 関連する計画等
- 3 計画の期間

第2章 神奈川県の医療費を巡る状況

- 1 現状と課題
 - (1) 医療費等の動向
 - ア 神奈川県の医療費
 - イ 生活習慣病の状況
 - (2) 課題
 - ア 神奈川県の特徴

第3章 医療費の見込みと計画の目標

- 1 医療費の見込み
 - (1) 県民医療費の推計方法
 - (2) 計画策定時の医療費
 - (3) 計画終了時の医療費
 - ア 医療費適正化の取組を行う前
 - イ 医療費適正化の取組を行った後
 - (4) 市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の1人当たり保険料の試算
 - (5) 計画期間中の医療費の調査及び分析
- 2 計画の目標
 - (1) 県民の健康の保持の推進に関する目標
 - (2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

第4章 計画の推進体制・役割

- 1 計画の推進体制・役割
 - (1) 計画の推進体制
 - (2) 関係機関及び団体等の役割
 - ア 県
 - イ 県民

- ウ 国
- エ 市町村
- オ 保険者等
- キ 医療機関・医療関係者
- ク 神奈川県医療費検討委員会
- ケ 神奈川県保険者協議会
- コ 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会

第5章 施策の展開

- 1 県民の健康の保持の推進のための取組
 - (1) 特定健康診査の推進
 - (2) 特定保健指導の推進
 - (3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少の推進
 - (4) 生活習慣病等の重症化予防の推進
 - (5) たばこ対策の推進
 - (6) がん検診の推進
 - (7) 予防接種の推進
 - (8) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
 - (9) 未病対策の推進
- 2 医療の効率的な提供の推進のための取組
 - (1) 病床機能の分化及び連携
 - ア 病床機能の分化及び連携
 - イ 疾病別の医療連携体制の構築
 - ウ 事業別の医療体制の整備・充実
 - エ 地域医療連携
 - (2) 地域包括ケアシステムの推進
 - (3) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進
 - (4) 医薬品の適正使用の推進
 - (5) 適正な受診の促進等の取組
 - (6) 医療資源の効果的・効率的な活用
 - (7) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進

第6章 評価

- 1 計画の評価
 - (1) 評価等
 - ア 進捗状況の公表
 - イ 進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）
 - ウ 実績の評価
 - エ 計画期間中の見直し及び次期計画への反映
 - (2) 評価方法

資料編